

令和5年度学生課外活動助成費支給要項

1 目的

国立大学法人山形大学工学部（以下、「山形大学工学部」という。）、山形県公立大学法人山形県立米沢栄養大学（以下、「米沢栄養大学」という。）又は山形県公立大学法人山形県立米沢女子短期大学（以下、「米沢女子短期大学」という。）に在学する学生を含む学生団体が、地域の振興に資する活動等を行う場合において、その活動を支援するために費用の全額又は一部を助成する。

2 支給対象団体

下記の条件を全て満たした学生団体に支給する。

- (1) 団体構成員の過半数以上が大学生であり、大学生が主体となり活動していること
- (2) 山形大学工学部、米沢栄養大学又は米沢女子短期大学に所属する学生を構成員に含むこと
- (3) 市内を中心に活動していること
- (4) 営利を目的とした学生団体でないこと
- (5) 活動の目的が米沢市の地域振興に資するものであること

3 支給対象活動

下記の条件を全て満たした活動にかかる経費の全部又は一部を支給する。支給金額は、団体が実質負担する金額とし、最大で15万円とする。本年度予算枠は45万円とする。

- (1) 市の地域課題解決もしくは、地域活性化につながる活動
例) 独居高齢者向けボランティア、市内小中高生向けの教育支援、市民向けワークショップの実施等
- (2) 市内を中心に行うもの
- (3) 米沢市、米沢商工会議所又は各大学からの助成金、補助金等をすでに受けていないか、受ける予定がないもの
- (4) 営利を目的としていないもの
- (5) 翌年3月までに活動を終了するもの

4 申請手続き

- (1) 申請を希望する学生団体の代表者は、「学生課外活動助成費申請書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、原則、当該活動開始前に推進協議会へ申請する。ただし、当助成費の募集開始前に実施した事業については、事後申請も可とする。
- (2) 助成費の申請は、一つの学生団体につき当該年度内において一度限りとする。
- (3) 申請は随時受付とし、予算枠が終了した時点で受付を終了する。

5 審査及び決定

応募があった場合、推進協議会ワーキング委員会にて審査し、金額の決定を行うものとする。推進協議会は、審査決定後、速やかに助成費を学生団体へ支給するものとする。

6 報告及び返金

助成費の支給を受けた学生団体の代表者は、当該活動終了後、速やかに「学生課外活動助成費報告書」(様式第2号)を推進協議会に提出する。活動の内容変更・中止により、助成費が余った場合には、速やかに返金するものとする。